

災害時要援護者名簿の提供について

日頃からの地域での支え合いの取組によって災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援などが迅速に行われるよう、協定を締結している自治会・町内会へ名簿の提供を行っています。今年度も要援護者宛に、自治会・町内会に提供する名簿への掲載に関する意向確認を行います。

1 名簿の提供について

平成 29 年度に新たに同意を得られた方及び過去に同意を得られた方も含めて、同意者全員を掲載した名簿を 2 月の区連会で提供します（情報共有方式で協定を締結している地域については、削除依頼のあった方を除いた全員を掲載した名簿になります）。

2 要援護者への同意確認方法について

(1) 同意確認の対象者

今年度新たに対象となった方及び過去に同意のなかった方に同意確認書を送付します。

(2) 削除の意向確認の対象者

今年度新たに対象となった方に削除依頼書を送付します。

3 今後のスケジュール

	要援護者	区役所	自治会・町内会
10 月 20 日 (金)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;">区連会で説明</div>	
12 月上旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;">同意確認書（削除依頼書）の送付</div>		
12 月中旬 (締め切り)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;">同意確認書（削除依頼書）の返送</div>		
2 月 22 日 (木) (2 月区連会) (※)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;">名簿の提供</div>	

(※) 単位町内会で協定を締結している場合には、2 月末の地区連で地区担当からお渡しします。

担当 港北区高齢・障害支援課
廣瀬、佐藤、山村
電話 045-540-2343
FAX 045-540-2396

■ 送付対象地区 (同意方式で協定を締結している地区)

・連合町内会

綱島地区連合自治会、大曾根自治会連合会、樽町連合町内会、師岡地区連合町内会
大倉山地区連合町内会、城郷地区連合町内会、新羽町連合町内会、新吉田連合町内会
新吉田あすなろ連合町内会

・単位町内会

- 【日吉地区】日吉本町東町会、日吉本町西町会、日吉町自治会 (※)、日吉町宮前自治会、
下田町自治会、サンヴァリエ日吉自治会、コンフォール南日吉自治会、
箕輪町町内会 (※)、日吉第7コーポ自治会
- 【菊名地区】菊名北町町内会、錦が丘町内会、ふじ町内会、大倉山ハイム町内会
- 【篠原地区】菊名南町自治会、篠原西町自治会、仲手原自治会、篠原台町自治会、
- 【高田地区】高田西原自治会

■ 送付対象地区 (情報共有方式で協定を締結している地区)

・単位町内会

- 【日吉地区】日吉台町内会 (※)、常盤会自治会
- 【篠原地区】仲手原南自治会、篠原東自治会
- 【高田地区】高田町内会、高田町住宅自治会、高田町住宅親交会、高田東町会、
高田町親和会、高田中央町内会、自治会しらさか

(※) 日吉町自治会・箕輪町町内会・日吉台町内会は、今年度、新たに協定を締結し、7月に名簿提供済みであることから、今回は送付対象外となります。

<参考> 災害時要援護者

- | |
|--|
| ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
ア 要介護3以上の方
イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
ウ 認知症のある方 (要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方) |
| ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、
難病患者 |
| ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方 |
| ④ 療育手帳 (愛の手帳) A1・A2の方 |

災害時要援護者名簿の自治会・町内会への提供について

※ 本文書は、平成 28 年 10 月 1 日以降に新たに災害時要援護者支援事業の対象（裏面参照）になられた方、及び、平成 28 年度以前に文書をお送りして同意のなかった方にお送りしています。

日頃から横浜市港北区行政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

港北区では、地震や水害などの大災害が発生した時に、自力で避難が困難で、手助けが必要な方の避難を、地域で支援する仕組みづくりを進めています。この取組を行うため、該当する方に、同意をいただいた上で名簿を作成し、個人情報（住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・避難支援等を必要とする事由・その他必要な事項）を区役所から自治会・町内会へ提供しています。

～ 自治会・町内会へ提供する名簿のイメージ ～

氏名	住所	生年月日	性別	連絡先	介護	障害	その他必要な事項（※）
横浜 太郎	〇〇区	19XX/01/01	男	045-XXX-XXXX	○		
港 花子	〇〇区	19XX/12/31	女	—		○	

（※）一部の方の緊急連絡先（ご家族の電話番号）などを想定しています。

つきましては、あなた様の個人情報を自治会・町内会にお知らせしてよいかどうかを、別紙の「同意書（確認書）」に記載して港北区役所までご返送くださいますようお願いいたします。

（「同意しない」の場合は自治会・町内会へ個人情報はお知らせしません。）

同意書（確認書）の返送期限：12月××日（×）

■個人情報の提供（名簿の登録）に同意すると…

（1）平常時（地域による見守り支援）

- ① 自治会・町内会役員、民生委員等がご自宅を訪問し、見守りや声かけなどを行うことがあります。
- ② 地域防災拠点訓練等で安否確認などを行います。



支援に必要な
個人情報の提供

自治会・町内会



・平常時の声かけ
・災害時の安否確認、
避難支援など



（2）災害発生時

- ① 隣近所や地域の方などが安否確認を行います。
- ② 必要に応じて地域防災拠点への避難支援などを行います。

※ 災害時に必ず助けがくることを保証するものではありません。

■個人情報提供先

ご住所の地域の連合町内会または自治会・町内会

※情報提供を行うにあたって、区と個人情報提供先は協定を締結しています。

■個人情報の取扱い

- ・同意書を提出した方には、自治会・町内会役員、民生委員等が訪問するなどし、支援に必要な事項を伺います。
- ・区から提供された個人情報を管理する者（情報管理者といいます。）及び個人情報を取り扱う者（情報取扱者といいます。）には、法律上の秘密保持義務があります。個人情報は災害に備えた日頃からの関係づくりのための活動にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用しません。
- ・今回、「同意しない」と回答された方につきましても、後日、「同意する」に変更をすることは可能です。ご希望の場合は問合せ先までご連絡ください。

【災害時要援護者支援事業の対象者】

ご自宅で生活している方で、次の条件のいずれかに該当する方

① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア 要介護3以上の方

イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方

ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）

② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方

④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

※平成29年10月上旬時点の状況に基づきお送りしていますので、現在の状況と違う場合がありますので、ご了承ください。

【よくある質問】

Q1 必ず、同意しなければいけないのか。

A1 任意なので、必ずではありません。（災害の発生時や日常の見守り等、地域での支え合いの取組の一環でもあるので、特に支障がなければ同意をお願いします。）

Q2 現在、施設入所中だが、家に戻った場合は同意するに変更できるのか。

A2 『同意する』に変更は可能です。港北区役所にご連絡していただければ、再度、同意確認書をお送りします。

Q3 名簿の情報は自治会・町内会の誰が知ることになるのか。

A3 自治会・町内会長・役員、民生委員・児童委員等を想定しており、自治会・町内会から港北区役所に提出される情報管理者届・情報取扱者届に記載された方々です。なお、情報管理者・情報取扱者は個人情報の漏えい等を防止するため、年に一度「個人情報保護と活用に関する研修」を受講することになっています。

Q4 同意をすれば災害時に必ず誰かに助けがくるのか。

A4 この取組は、地域のみなさんによる助け合いによるもので、災害時に備えた日頃の関係づくりを目指すものです。同意をしたことにより、災害時に必ず助けがくるということをお約束するものではありません。ご自身でも災害に備えて、

・必要な物資を少なくとも3日分の備蓄

・災害時の避難先、緊急連絡先の確認

・防災訓練への参加

などの取組をしておくことが大切です。

＜問合せ先＞ 港北区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課

電話：540-2317 FAX：540-2396

(宛先)

〒×××-××××

横浜市港北区〇〇〇〇

港北 ミズキー 様

《住所》

《肩書》

《氏名》

【返送期限】

平成29年12月××日(×)

【問合せ先】

港北区高齢・障害支援課

電話：045-540-2317

FAX：045-540-2396

災害時要援護者名簿の提供についての同意書（確認書）

私は、災害時に備えた支援のために、次の2点について

- (1) 氏名、住所又は居所、生年月日、性別、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由の情報を、自治会・町内会等に提供すること
- (2) 災害時の支援に必要な情報などをお伺いするため、自治会・町内会役員等の訪問を受けること

 同意します 同意しませんどちらかに (チェック) をしてください。

同意しない理由が、「施設に入所中、または病院に長期入院している（する）」の場合は、次年度以降、本文書については送付しませんので、下の欄に (チェック) をしてください。

 施設に入所中等の理由により、次年度以降は意向確認を希望しません

平成 年 月 日

本人氏名 _____ (印) (本人自署の場合は、押印不要です)

本人住所 _____

(宛先と異なる場合のみ記入)

電話番号 _____

※ 代理の方が記入した場合、どなたが記入したかご記入ください。

代理人氏名 _____ (続柄 _____)

代理人電話番号 _____

(同意した場合、この欄に記載された電話番号及び続柄は、自治会・町内会等に提供します。)

災害時要援護者名簿の自治会・町内会への提供について

※ 本文書は、平成 28 年 10 月 1 日以降に新たに災害時要援護者支援事業の対象（裏面参照）になられた方にお送りしています。

日頃から横浜市港北区行政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

港北区では、地震や水害などの大災害が発生した時に、自力で避難が困難で、手助けが必要な方の避難を、地域で支援する仕組みづくりを進めています。この取組を行うため、個人情報（住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・避難支援等を必要とする事由・その他必要な事項）を区役所から自治会・町内会へ提供しています。

～ 自治会・町内会へ提供する名簿のイメージ ～

氏名	住所	生年月日	性別	連絡先	介護	障害	その他必要な事項（※）
横浜 太郎	〇〇区	19XX/01/01	男	045-XXX-XXXX	○		
港 花子	〇〇区	19XX/12/31	女	—		○	

（※）一部の方の緊急連絡先（ご家族の電話番号）などを想定しています。

つきましては、自治会町内会に提供する災害時要援護者名簿からあなた様の個人情報を削除することを希望される場合は、別紙の「削除依頼書」に記載して港北区役所までお知らせくださいますようお願いいたします。

（「削除依頼書」が提出された場合は、自治会・町内会へ個人情報はお知らせしません。）

「削除依頼書」の返送期限：12月××日（×）

■個人情報が自治会町内会に提供されると…

（1）平常時（地域による見守り支援）

- ① 自治会・町内会役員、民生委員等がご自宅を訪問し、見守りや声かけなどを行うことがあります。
- ② 地域防災拠点訓練等で安否確認などを行います。



支援に必要な
個人情報の提供

自治会・町内会



・平常時の声かけ
・災害時の安否確認、
避難支援など



（2）災害発生時

- ① 隣近所や地域の方などが安否確認を行います。
- ② 必要に応じて地域防災拠点への避難支援などを行います。

※災害時に必ず助けがくることを保証するものではありません。

■個人情報提供先

ご住所の地域の連合町内会または自治会・町内会

※情報提供を行うにあたって、区と個人情報提供先は協定を締結しています。

■個人情報の取扱い

- ・地域に提供する名簿に掲載された方については、自治会・町内会役員、民生委員等が訪問するなどし、支援に必要な事項を伺います。
- ・区から提供された個人情報を管理する者（情報管理者といいます。）及び個人情報を取り扱う者（情報取扱者といいます。）には、法律上の秘密保持義務があります。個人情報は災害に備えた日頃からの関係づくりのための活動にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用しません。
- ・今回、「削除依頼書」を提出された方につきましても、後日、地域への個人情報の提供を希望することは可能です。ご希望の場合は問合せ先までご連絡ください。

【災害時要援護者支援事業の対象者】

ご自宅で生活している方で、次の条件のいずれかに該当する方

① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア 要介護3以上の方

イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方

ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）

② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方

④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

※平成29年10月上旬時点の状況に基づきお送りしていますので、現在の状況と違う場合がありますので、ご了承ください。

【よくある質問】

Q1 削除依頼書を返送しないと、どうなるのか。

A1 返送期限までに区役所へ削除依頼書の返送がない場合、区役所から自治会町内会へ個人情報を提供することになります。返送期限までに提出ができない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

Q2 名簿の情報は、自治会・町内会の誰が知ることになるのか。

A2 自治会・町内会長・役員、民生委員・児童委員等を想定しており、自治会・町内会から港北区役所に提出される情報管理者届・情報取扱者届に記載された方々です。なお、情報管理者・情報取扱者は個人情報の漏えい等を防止するため、年に一度「個人情報保護と活用に関する研修」を受講することになっています。

Q3 名簿に掲載されれば、災害時に必ず誰かが助けにくるのか。

A3 この取組は、地域のみなさんによる助け合いによるもので、災害時に備えた日頃の関係づくりを目指すものです。名簿に掲載されたことにより、災害時に必ず助けがくるということをお約束するものではありません。ご自身でも災害に備えて、

・必要な物資を少なくとも3日分の備蓄

・災害時の避難先、緊急連絡先の確認

・防災訓練への参加

などの取組をしておくことが大切です。

＜問合せ先＞ 港北区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課
電話：540-2317 FAX：540-2396

(宛先)

〒×××-××××

横浜市港北区〇〇〇〇

港北 ミズキー 様

《住所》

《肩書》

《氏名》

【返送期限】

平成29年12月××日(×)

【問合せ先】

港北区高齢・障害支援課

電話：045-540-2317

FAX：045-540-2396

災害時要援護者名簿 削除依頼書

※ 区役所が自治会町内会に提供する名簿に、あなたの個人情報を提供することに、ご了解いただける方については、提出不要です。

私は、次の理由により、区役所が自治会町内会に提供する名簿から、私の個人情報を削除することを、希望します。

平成 年 月 日

本人氏名 _____ ㊟ (本人自署の場合は、押印不要です)

本人住所 _____
(宛先と異なる場合のみ記入)

電話番号 _____

※ 代理の方が記入した場合、どなたが記入したかご記入ください。

代理者氏名 _____ (続柄 _____)

代理者電話番号 _____

※ 削除依頼書は、平成29年12月××日(×)までに同封の返信用封筒にてご返送ください。

※ 区が保管する災害時要援護者名簿からの削除を行うものではありません。

港北区の 自治会町内会

加入のご案内



●自治会町内会とは？

自治会町内会とは、同じ地域に住む人々によって構成される自治組織です。日頃から、美化活動に取り組んだり、防犯・防災活動を中心に行っているのは自治会町内会の皆さんです。様々な活動を通じて、いざという時に助け合える関係を築くことができます。現在、港北区では約7割の方が自治会町内会に加入しています。皆さんも、自治会町内会に加入しませんか？

自治会町内会の活動紹介

防災・防犯活動

災害時に備えて、地域防災拠点や各自治会町内会で防災訓練を行うなど、普段から「顔の見える関係」を築くことで、いざというときに助け合える仕組みが作れます。



福祉活動

高齢者の見守りや居場所づくり、子ども会の活動のほか、災害時に自力での避難が困難な方の安否確認に備え日頃の関係づくりに取り組んでいます。



まちの美化活動

ごみ集積場所の多くは自治会町内会によって管理されています。「正しく分別されているか」「ポイ捨てなどがされていないか」など見守り活動を行うことで、地域をキレイに保ち、快適で安全な生活を送ることができます。



情報共有

自治会町内会では回覧板や掲示板等による情報共有を行っています。区役所からのお知らせや地域の情報、イベントの情報など、生活に必要な情報を知ることができます。



他にも、各自治会町内会で様々な活動をしています。



大規模な震災では「火災、救助、避難」などの命を守る初期段階から、その後の生活を営む「復旧、復興」まで地域に住んでいる市民の皆さんの相互協力による活動が不可欠となってきます。いざという時に効果的な活動を行えるようにするためには、日頃から隣近所で助け合える関係を築くことが大事です。「自分の身は自分で守る、みんなの地域はみんなで守る」という気持ちを常に持ち、普段から災害に備える必要があります。

そのような関係を築くには、地域での交流を図りお互いに気遣いができる関係性が必要となります。その関係性をより有効に働かせるための組織が自治会・町内会です。

自治会・町内会に加入し、お互いに助け合える関係を築きましょう。

港北区連合町内会のホームページで、お住まいのご住所がどの自治会町内会に該当するか調べられます。

港北区連合町内会

検索

<http://www.kouhoku-kurenkai.net/>

▶ トップページ左下の「自治会・町内会検索」をクリックしてください。

ご加入のお申込み

ご近所の自治会町内会の役員の方にお尋ねいただくか、下記、事務局まで入会届をFAX・Eメールまたは窓口にご持参ください。

港北区連合町内会事務局

港北区役所 地域振興課内 (4階46番窓口)

〒222-0032 港北区大豆戸町26-1

電話 540-2234

Fax 540-2245

Eメール ko-jichikai@city.yokohama.jp

港北区連合町内会・港北区は、横浜F・マリノスを応援しています。

自治会町内会 入会届

住所 〒

港北区

氏名

電話番号

事務局使用欄

(受付日) 平成 年 月 日 (受渡日) 平成 年 月 日

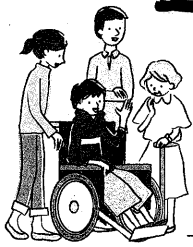
自治会町内会 :

地区連合町内会 :

高齢者・障害者の方などを支援する

地域ぐるみの助け合い

災害時に備えた 平常時からの要援護者支援に ご理解ご協力を



大地震などの災害が発生した時に、自力で避難することが困難な方々があります。

日頃からの地域の関係づくりが大きな防災力となって、いざという時の助け合いにつながります。

平常時からの地域の自主的な取組により、災害発生時の安否確認や避難支援などの活動が行えるように、地域の取組への支援を進めています。

「災害時要援護者」とは

「災害時要援護者」とは、地震などの災害発生時に

- 必要な情報を把握し、状況を判断することへの支援が必要な方
- 安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることへの支援が必要な方

をいいます。一般的には要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、難病患者、外国人等があげられます。

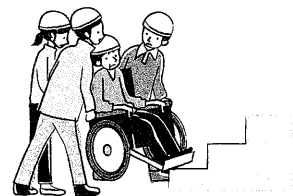
横浜市では、特に避難行動が困難だと考えられる方々のうち、福祉システムで把握できる、次の方々の名簿を作成しています。

① 介護保険の認定を受けている方のうち

- 要介護度3以上(重度)の在宅で生活する方
- 一人暮らしの高齢者または高齢者世帯でいずれもが介護保険の認定を受けている方
- 認知症のある方

② 障害のある方のうち

- 障害者総合支援法の福祉サービスの支給決定を受けている身体・知的障害の方、難病患者の方
- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方
- 療育手帳(愛の手帳)A1・A2(重度)の方



この他にも、避難はできても、避難場所での生活が困難な方も災害時要援護者です。

災害時には、けがや持病の悪化等で誰もが要援護の状態になる恐れがあります。

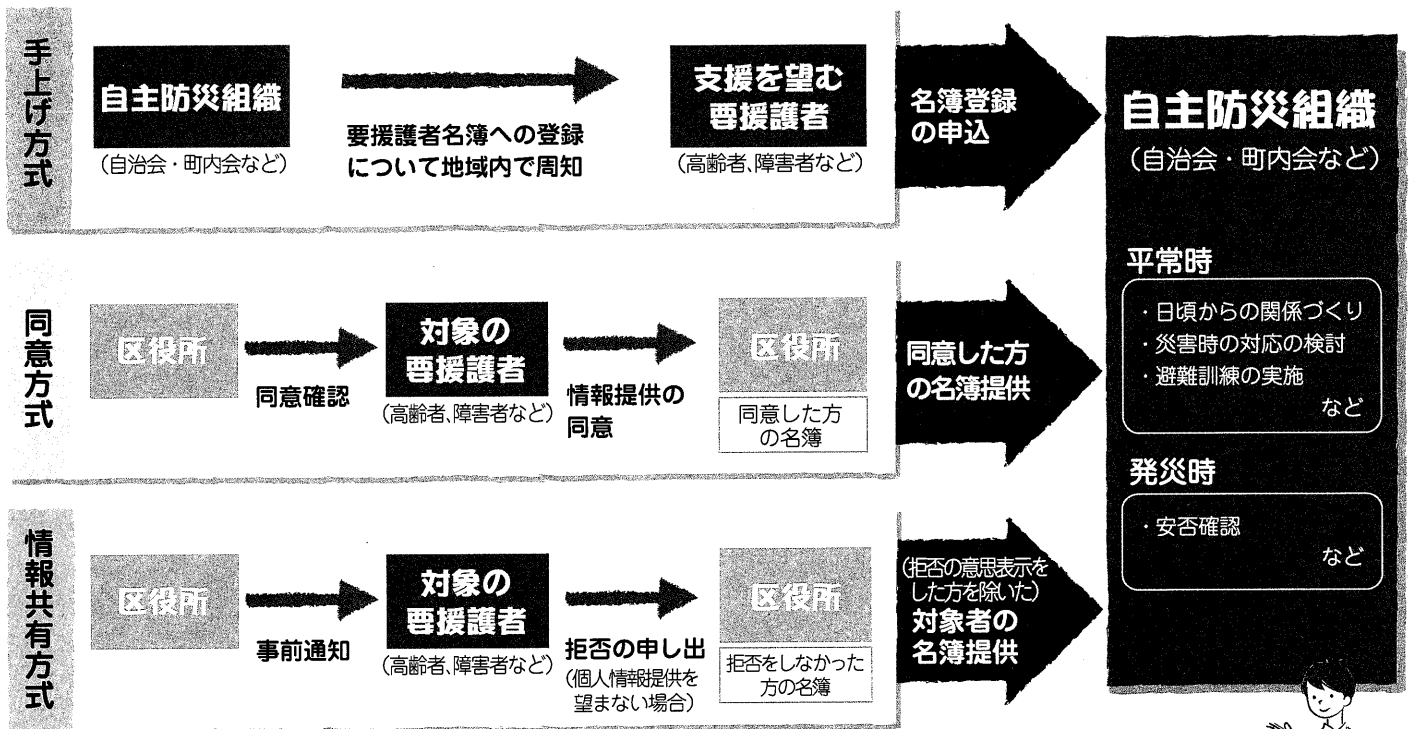
地域における要援護者の把握方法

災害時要援護者支援の取組は、要援護者を把握することから始まります。現在、地域により様々な方法で行われていますが、主に3種類の方式があります。

この他にも、複数の方式を併用している地域や独自の方法で要援護者を把握している地域があります。

手上げ方式	要援護者名簿への登録について周知し、自ら登録を希望する方を募ることにより名簿を作成する方式
同意方式	区役所から対象者へ、協定を締結した自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報(名簿)を提供する方式
情報共有方式	区役所から対象者へ、協定を締結した自主防災組織等に提供する名簿への登録についての事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報(名簿)を提供する方式 (横浜市震災対策条例の規定による個人情報提供です。)

取組の流れ



区役所から情報(名簿)提供を受ける場合(同意方式、情報共有方式の場合)

- 区役所と協定を締結することが必要です。
- 名簿の保管方法などを決めて、適切に管理します。
- 個人情報を取り扱う方は、個人情報の保護と活用に関する研修を受けます。



■ 「災害時要援護者支援事業」と「ひとり暮らし高齢者地域でも守り推進事業」の対象者

